

福岡県公報

平成十九年二月二十八日
第二千六百四十七号
増刊 (2)

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めた。
平成十九年二月二十八日

福岡県議会議長 藤 陽 三

福岡県議会会議規則の一部を改正する規則

藤 陽 三

目 次

規 則 (第八号)

○福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則

(労働政策課) 一

○福岡県議会会議規則の一部を改正する規則 (議会事務局議事課) 一

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) 一

○福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する

2 委員会が議案を提出しようとするときは、第九号の二様式により、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、あらかじめ、議長に提出しなければならない。第十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 委員会が意見書案又は決議案を提出しようとするときは、第十号の二様式により、その案をそなえ、理由を付して、委員長名をもって、あらかじめ、議長に提出しなければならない。

第十二条第二項中「提出者全部から第十一号様式による文書をもつて」を「第十条第一項及び前条第一項の規定により提出されたものは提出者全部から第十一号様式により、第十条第二項及び前条第二項の規定により提出されたものは委員長から第十一号の二様式により、」に改める。

第九号様式の次に次の二様式を加える。

第9号の2様式 (第10号関係)

平成十九年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第八号

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則を廃止する規則

福岡県産炭地労働者体育施設条例施行規則 (昭和四十六年福岡県規則第四十号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

議 会



委員会提出第 号議案		理由	標記の条例案を次の理由により提出する。		
		提出者	平成 年 月 日	○○委員会委員長 殿	
		名 印			
第十号様式の次に次の1様式を加える。					
第10号の2様式(第11条関係)					
<p>○○委員会委員長 殿</p> <p>提出者</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>理由</p> <p>提出する。</p> <p>標記の意見書(決議)案を次の理由により提出する。</p> <p>意見書(決議)案第 号</p>		<p>福岡県議会議長 殿</p> <p>提出者</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>名 印</p> <p>条例案</p>			
第十号様式の次に次の1様式を加える。					

第11号の2様式(第12条関係)

議案等の撤回請求書		月 日	たいで請求します。		
		提出した左記案件は、撤回し			
		名 印	福岡県議会議長 殿		
		提出者	平成 年 月 日	○○委員会委員長 殿	
		名 印			
この規則は、公布の日から施行する。					
福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を制定し、これに公布する。					
平成十九年一月二十八日					
福岡県人事委員会委員長 谷水央					

福岡県人事委員会規則第三号
福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
福岡県の職員の任用に関する規則(平成元年福岡県人事委員会規則第十八条)の一部を次のように改正す。
第三条第四号を削り、第五号を第四号とする。
第十一条第一項第二号中「及び国立大学法人に属する職」を「国立大学法人に属する職及び公立大学法人に属する職」に改める。
別表第四第七号を次のように改める。

第十一号様式の次に次の1様式を加える。